

11月

『ちば国保月間』

です!



国民健康保険は、病気やけがをしたときに安心して医療を受けられるように助け合う制度です。

皆さんの健康を守るための大切な制度である『国民健康保険』へのご理解と、大切な財源である『国民健康保険税』の期限内納付にご協力をお願いします。

医療費の適正化にご協力ください



医療費は、年々増加傾向にあり、このまま医療費が増え続けられれば、ご加入している皆さんの国民健康保険税の負担が今以上に重くなることになりかねません。医療費を抑制できれば、加入者の方の負担を抑えることにもつながります。まずは、医療費に関心をもち、適切な受診にご協力ください。

整骨院や接骨院での柔道整復師が行う施術について



保険診療の『対象となる場合』と『対象とならない場合』があります。施術を受ける時は、負傷原因を正確に伝え、国民健康保険が適用できるかどうかを正しく理解した上で、施術を受けましょう。

市では、医療費の適正化を図るため、施術内容と請求内容が一致しているかを確認するため、対象の方に負傷原因等の受診照会を行っています。日頃から受診日の記録や領収書などを保管していただき、照会があった場合はご自身でご記入の上、回答にご協力をお願いいたします。

なお、受診照会は専門業者に委託して実施しています。【委託先】(株)大正オーデイック 健康保険事務センター

保険診療の『対象となる場合』

- 骨折、脱臼、打撲、捻挫、挫傷（肉離れ）の施術を受けたとき
- なお、骨折及び脱臼については、緊急の手当の場合を除き、あらかじめ医師の同意を得ることが必要です。

保険診療の『対象とならない場合』

- 日常生活からくる単なる肩こり・疲労・筋肉疲労・腰痛・体調不良
- 捻挫や打撲が治った後のマッサージ代わりの利用
- スポーツや仕事などによる筋肉疲労・筋肉痛
- 病氣（神経痛・リウマチ・五十肩・関節炎・ヘルニアなど）からくる痛みやこり
- 脳疾患後遺症などの慢性的な症状
- 症状の改善の見られない長期の施術
- 医師の同意のない骨折や脱臼の施術（応急処置を除く）
- 仕事中や通勤途中に起きた負傷（労働災害適用が原則）など

施術を受けるときの注意点について

① 負傷原因を正しく伝えましょう

何が原因で負傷したのかをきちんと伝えてください。負傷原因が労働災害に該当する場合は、保険診療の対象となりません。また、交通事故等による第三者行為に該当する場合は、届出が必要です。

② 療養費支給申請書の内容をよく確認し、必ず自分で記入または捺印をしてください

『療養費支給申請書』は、施術を受けた方が柔道整復師に国民健康保険への請求を委任する書類です。委任欄に記入する場合は、傷病名・日数・金額等をよく確認しましょう。白紙の用紙にサインをしたり、印鑑を渡してしまうのは、間違いにつながるのでご注意ください。

③ 領収証を必ずもらいましょう
領収証は、医療費控除を受

ける際にも必要になりますので、大事に保管してください。また、市から年3回送付する「医療費通知」で金額・日数の確認をしてください。

④ 治療が長引く場合は一度医師の診断を受けましょう

長期間施術を受けても快方に向かわない場合は、内科的要素も考えられますので、一度医師の診断を受けましょう。お問い合わせは、
国保年金課（2階）
☎1503、FAX1600へ。

特別講演会を開催

市では、今年度に特定健康診査を受診した方を対象に、健診結果を今後の健康管理に役立ててもらうための特別講演会を開催します。

◆日時

11月18日①14時～15時30分（受付13時30分）

◆会場 市役所市民室

◆演題

「健診数値の見方、活かし方と体の調子がよくなる動き方、食べ方、休み方」

◆講師 長島 寿恵氏